

●香川県告示第83号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、三豊市建設経済部建設課において平成25年2月20日から10年間閲覧に供する。

平成25年2月19日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

平成25年2月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

三豊市詫間町大浜字楠浜乙2番1、大浜字楠浜乙2番1から香田字西郷甲792番1に至る間に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成22年春分の満潮位（D. L. +3.83メートル）における公有水面と陸地との境界線及び②の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線並びに①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点立石山（北緯34度13分51.04914秒、東経133度37分43.77759秒）から23度51分13秒、913.51メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度18分18秒 75.44メートルの地点

③の地点 ②の地点から285度32分14秒 1.64メートルの地点

④の地点 ③の地点から279度27分29秒 6.78メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から272度56分06秒 6.78メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から267度16分01秒 6.77メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から260度51分57秒 6.77メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から255度06分27秒 6.74メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から249度03分32秒 6.44メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から245度11分24秒 6.10メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から241度25分31秒 5.76メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から239度54分14秒 5.42メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から243度33分37秒 5.11メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から239度09分50秒 4.77メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から247度34分56秒 4.32メートルの地点

(3) 面積

456.92平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成23年5月27日

(2) 免許番号

23河砂第8305号